

この届出書は、下記の学校感染症にかかった場合に使用するものです。  
出席停止期間については受診時、医師に確認してください。

● 第一種 出席停止期間の基準「治癒するまで」

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ

● 第二種 出席停止期間の基準（下記のとおり）

新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 ※抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症した後5日を経過するまでは出席停止である。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

● 第三種

出席停止期間の基準「病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで」

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

● その他の感染症：必ず出席停止を行うべきというのではなく、医師の指示に従う。

感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症）、アデノウイルス感染症など、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナなど